

〔資料〕

東京高裁第3特別部の裁判官構成

横 田 直 和

目 次

- 1 はじめに
- 2 立法趣旨と第3特別部の発足
 - (1) 立法趣旨
 - (2) 第3特別部の発足
- 3 第3特別部の構成裁判官の変遷
 - (1) 第3特別部の構成裁判官の一覧
 - (2) 構成裁判官の変化
 - (3) 現在の東京高裁第3特別部の構成
 - (4) 公取委が同一の事件として処理したものの東京高裁での取扱い
- 4 ダクティル鋳鉄管課徴金事件・東京高裁判決
 - (1) 問題の所在
 - (2) 担当する第3特別部の決定
 - (3) 第3特別部（第9民事部）の裁判官構成
 - (4) 審決取消請求訴訟の審理時における東京高裁の対応
- 5 おわりに

- 別表1 審決取消請求訴訟に係る担当裁判官（判決時）
- 別表2 緊急停止命令の申立事件に係る担当裁判官（命令等の決定時）
- 別表3 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟に係る担当裁判官（判決時）
- 別表4 審決・排除措置命令の執行停止・免除の申立事件に係る決定時の担当裁判官（抗告許可の申立てに係るものを除く）
- 別表5 保証金没取の申立事件に係る決定時の担当裁判官（抗告許可の申立てに係るものを除く）
- 別表6 審決不履行通知等に関する決定事件に係る担当裁判官（決定時）
- 別表7 刑事告発事件に係る担当裁判官（東京高裁専属管轄時代の事件の判決時）
- 別表8 最近の独占禁止法に係る裁判における裁判官構成（判決又は決定時）
- 別表9 同一のカルテル事件等に係る異なった被審人による審決取消請求訴訟における裁判官構成の比較（平成20年代の判決時）
- 別表10 ダクティル鋳鉄管課徴金事件・審決取消請求訴訟における担当裁判官の変遷

1 はじめに

独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）第85条は、同法違反事件等につき公取委（公正取引委員会）が行った審決に係る取消請求訴訟や同法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟については、その第一審の裁判権が東京高裁（東京高等裁判所）に属することを定めている。

また、独占禁止法第86条は、訴訟事件以外で裁判により処理すべきものとされている① 供託による排除措置命令（平成17年の法改正前は審判審決）の執行免除（70条の6）、② 供託物の没取（70条の7・70条の14第2項）、③ 緊急停止命令又はその変更・取消し（70条の13）、④ 排除措置命令（平成17年改正前は審決）違反に対する過料（97条）及び⑤ 緊急停止命令違反に対する過料（98条）に係る事件について、東京高裁の専属管轄とすることを定めている。

さらに、平成17年の法改正前においては、独占禁止法に係る犯罪についても、その第一審の裁判権は東京高裁にあるものとされていた（旧85条3号）。

そして、東京高裁には、これらの事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設けるものとされ、この合議体の裁判官の人数は5名とされている（87条）。この独占禁止法に係る訴訟を専門に担当する東京高裁の特別部が第3特別部である。

この東京高裁第3特別部の構成裁判官をみると、昭和50年代ころまでは、刑事事件の場合を除き、東京高裁長官を裁判長とし、部総括判事を含む東京高裁民事部の判事が陪席裁判官として合議体を構成することが多く、その構成員はかなり固定的なものとなっていた。

独占禁止法の主たる違法要件が「一定の取引分野における競争の実質的制限」など極めて抽象的なものであることから、特に東京高裁が判決等において示す法解釈は、独占禁止法を解釈・運用する上で極めて重要視されてきており、東京高裁が公取委の判断をくつがえした場合であっても、公取委が上告をするなどにより争うことはなかった。

しかし、近年における東京高裁第3特別部の構成をみると、民事通常部各部の部総括判事が裁判長となり、裁判長と同じ民事部に所属する裁判官2名及び他の民事部に所属する裁判官2名により合議体が構成されることが多く、その構成員は固定的なものとはなっていない。

特に、複数の事業者による独占禁止法違反行為であるカルテル（不当な取引制限）事件につき審決取消請求訴訟が提起された場合に、異なる民事部の部総括判事を裁判長と

する合議体がそれぞれ東京高裁第3特別部として審理を行うことも多くなっている。

このような状況の下で、公取委が東京高裁の判断を不服として上告受理の申立てを行った事案や、争点が同一のカルテル事件において東京高裁の複数の合議体が第3特別部として審理を行ったものについて、合議体によって異なった判断が行われるような事案もみられるようになってきている。

このように同一のカルテル事件につき複数の合議体が東京高裁第3特別部として判決を行った事案のうち平成23年6月24日に公取委の審決が取り消された大森工業事件・東京高裁判決について、筆者は、その判例評釈¹⁾において、この判決は実質的証拠法則(独占禁止法80条)の観点から問題があるものであり、このような問題のある判決が出された背景に、現在の東京高裁第3特別部が多数の裁判官の分担により構成されているため、担当裁判官が独占禁止法に係る専門知識を修得しにくくなっていることがあると考えられる旨を指摘したところである。そして、この判決を検討する際に、まず、過去の審決取消請求訴訟における東京高裁第3特別部の裁判官(判決書に記載されたもの)の構成につき取りまとめている。

公取委の審判制度については経済界などからの批判が強いため、平成22年3月に、審判制度を廃止して、排除措置命令等に対する訴訟を東京地裁(東京地方裁判所)の専属管轄とするとともに、3名又は5名の裁判官の合議体で担当することなどを内容とする独占禁止法改正案が国会に提出されている。この改正法案は平成24年に衆議院が解散されたため廃案となったが、今後、自民党政務調査会の競争政策調査会などでの検討を経た後、同様の改正法案が国会に提出されることが想定される。

本稿は、独占禁止法違反事件等に係る司法審査がどのような体制で行われるのが適当であるかの検討を行う際の基礎的資料となるよう、過去の東京高裁第3特別部が判決又は決定を行った際の裁判官の構成を一覧表の形で資料化するとともに、若干の検討を行うことを目的とするものである。

また、シェアカルテルが平成17年法改正前の独占禁止法7条の2第1項の課徴金納付命令の対象となるかどうか争われたダクタイル鋳鉄管課徴金事件・審決取消請求訴訟において、東京高裁が、公取委に対し具体的な事実関係を踏まえた法解釈につき説得的な主張・立証をするよう強く指示を行い、公取委がこの指示に十分な対応をしたとは思われないにもかかわらず、公取委の判断をそのまま是認するような判決がなされている。このような判決が出された背景に第3特別部の構成裁判官が固定化していないこともあると思われるので、この訴訟において具体的にどのような裁判官構成で審理が行われた

かについても、資料化を行っている。

2 立法趣旨と第3特別部の発足

(1) 立法趣旨

独占禁止法は最後の帝国議会に法案が提出され可決成立しているが、その際、高橋壯太郎・国務大臣は、審決取消請求訴訟の第一審を東京高裁とすることについて、「第9章には、訴訟について規定いたしております。この法律に関する事件は特別の性質を有する関係上、東京高等裁判所に特別の部を設け、公正取引委員会に対する不服の訴え、違反行為による損害賠償の訴え、違反行為に関する刑事事件等、この法律に特有な事件は、すべてこの特別の部において一元的に審理裁判をいたすこととし、練達な専門的な裁判官によって迅速的確に、しかも統一ある裁判をなし得ることを期しております」²⁾との説明をされている。

また、独占禁止法案の立案時における法律面での担当者であった石井良三氏は、「裁判所は、一には公正取引委員会の上級審的立場において、二には本来の訴訟を通じて本法の運用に関与するのであるが、両者に通ずる制度上の大きな特例は、公正取引委員会の審決に係る訴訟、本法第25条の規定による損害賠償に係る訴訟及び私的独占の罪その他本法に特有な犯罪として前に示した5種の罪に係る訴訟については、第一審の裁判権は東京高等裁判所に専属するものとされ(85)、且つ同裁判所に5人の裁判官を以て構成する特別な合議体が設けられ、この種事件の裁判に専従すべきものとされている点である(87)。この種の訴訟については、ことの性質上、特に迅速適正に、而も統一的な裁判によつて事件の処理をなす必要があるので、全事件を東京高等裁判所に集中し、専門の裁判官によつて、これが審理及び裁判をなすべきものとされている」と述べられており、経済面での担当者であった橋本龍伍氏も、これと同様の説明をされている³⁾。

このように、東京高裁に独占禁止法に係る事件のみを担当する特別部が設けられたのは、これらの事件の訴訟においてもその特殊性による専門的かつ統一的判断と迅速な審判が要請されていることによると解されている⁴⁾。

(2) 第3特別部の発足

東京高裁に第3特別部が設置された当時の状況については、浅沼武・元東京高裁判事によれば⁵⁾、

① 東京高裁には独占禁止法に係る事件だけを取り扱うために裁判官を常時待機させる

ような人間的な余裕ないため、他の特別部と同様に、通常は民事各部や刑事各部に所属している裁判官の中から事件が起きたときに合議体を構成することとし、

- ② 毎年末の裁判官会議で、民事5名及び刑事5名の計10名以上の裁判官を翌年の第3特別部の構成員として定め、独占禁止法事件がきたときに、これらの裁判官が第3特別部の構成員となる

とされており、このような取扱いは浅沼氏が退官された頃まで同様であったとされている。また、初代の東京高裁長官である小林俊三氏が自ら第3特別部の裁判官になることとされ、実際の事件が係属される前の昭和24年ころは、小林長官自らが主宰して毎週1回、第3特別部の構成員全員による勉強会が行われていた。

さらに、最初に審決取消請求訴訟が提起された日本出版協会事件を処理する際に、審理を効率化するため準備手続をすることとされ、通常の準備手続は1名の裁判官が担当するところ、小林長官のほか2名の判事（猪俣判事及び浅沼判事）の3名で行われている。その後に審決取消請求訴訟が提起された大阪綜合食品事件、東宝・スバル事件、野田醤油事件などでもすべて準備手続に付され、準備終了後は1～2回の口頭弁論で結審しているとのことである。

3 第3特別部の裁判官構成の変遷

(1) 第3特別部の構成裁判官の一覧

公取委の審決集及び「審決等データベース」に収録された判決書及び決定書の記載により⁶⁾、事件の種類ごとに、判決又は決定を担当した裁判官の一覧を表にすると、次のとおりである。

- ① 審決取消請求訴訟（85条1号）判決時の担当裁判官については、別表1
- ② 緊急停止命令に係る決定（70条の13第1項・85条）時の担当裁判官については、別表2
- ③ 独占禁止法25条に基づく損害賠償請求訴訟（85条2号）判決時の担当裁判官については、別表3
- ④ 供託による排除措置命令（平成17年の法改正前は審判審決）の執行停止・免除の申立に係る決定（70条の6・86条）時の担当裁判官については、別表4
- ⑤ 保証金没取の申立に係る決定（70条の7・86条）時の担当裁判官については、別表5
- ⑥ 排除措置命令（平成17年の法改正前は確定前の審決）不履行通知等に係る決定

東京高裁第3特別部の裁判官構成

(97条・86条)時の担当裁判官については、別表6

- ⑦ 平成17年の法改正前の刑事告発事件に係る判決時の担当裁判官については、別表7

(2) 裁判官構成の変化

第3特別部が発足した当初の裁判官構成に係る東京高裁の方針は前記2(2)のとおりであり、実際の同部の裁判官構成を見ても、昭和60年ころまでは、刑事事件の場合を除き、東京高裁の長官が裁判官となり⁷⁾、陪席裁判官を部総括判事が務めることもあり⁸⁾、その構成はかなり固定的なものとなっている。

例えば、最初の審決取消請求訴訟判決が行われた昭和26年から昭和52年までの約25年間に判決又は緊急停止命令が出された21件の担当裁判官をみると、歴代の東京高裁長官8名が裁判長を務めているほか、20名の東京高裁判事が裁判官を務めている。

この20名の中には、審決取消請求訴訟の判決時及び緊急停止命令の命令時だけで見ても10件以上の裁判を担当された判事が4名おり、特に浅沼武判事は、最初に審決取消請求訴訟が提起された日本出版協会事件や最初に判決が出された東宝・スバル事件などから昭和50年の石油価格協定事件までの17件の事件を担当されている。

一方、最近における東京高裁第3特別部の裁判官の構成をみると、平成10年代後半からは、東京高裁長官が裁判長を務めることはなくなり、多くの裁判官の中から第3特別部を構成する裁判官が選ばれるようになっていく。

例えば、平成19年から同21年1月に判決がなされた審決取消請求訴訟21件の担当裁判官をみると、11名の東京高裁判事（部総括判事）が裁判長を務めているほか、38名の東京高裁判事が裁判官を務めている。

これら49名の裁判官の担当事件数をみると、最も多い者で7件（平成19年から同21年1月の期間外に判決がなされたものも含む）であって、5件以上の事件を担当した裁判官は7名となっている。

(3) 現在の東京高裁第3特別部の構成

現在では、東京高裁長官が裁判長を務めることはなく⁹⁾、裁判長（部総括判事）だけでなく他の4名の裁判官もあまり固定的なものとなっていない。このような状況は、審決取消請求訴訟などの独占禁止法に係る事件が増加し、多くの裁判官が分担をしなければ、事件を処理できないようになったことにもよると考えられるが、一方で、事件数が

増加すれば、特定の裁判官に独占禁止法に係る事件を専門的に担当させることも可能となるため、多くの裁判官が分担する必要はないと考えることも可能であろう。

現在の東京高裁第3特別部がどのような裁判官から構成されているのかを、平成20年以降に判決又は決定が行われた事件でみると、別表8のとおりである。これによれば、東京高裁の20の民事部のうち、部総括判事が独占禁止法に係る事件を担当しなかったのは、第12民事部、第17民事部及び第22民事部の3部のみとなっており、第12民事部及び第22民事部については、その所属判事が陪席裁判官としても第3特別部の構成員となっていない。

(4) 公取委が同一の事件として処理したものの東京高裁での取扱い

独占禁止法に違反するとして審決や審決取消請求訴訟が行われるものの多くは、価格協定や入札談合などのカルテル事案であって、カルテルは複数の事業者の共同行為が問題とされるものである。このため、公取委の審査時点では、これら複数の事業者は1つの事件の関係人として取り扱われ、排除措置命令が行われる場合（平成17年の法改正前においては、旧48条の規定に基づく勧告が行われる場合）であっても、これら複数の事業者を名宛人とする形で行われている。

そして、カルテル事件につき審判手続が行われる場合であっても、同じ審判事件として取り扱われるのが通例である。なお、課徴金納付命令については、違反行為者ごとに課徴金額が算定され、その算定根拠が各違反行為者によって異なることも多いので、審判における争点が関係人によって異なる場合には、平成17年の法改正前においても別の審判事件として取り扱われている。

このような事情があるため、同じカルテル事件においては、複数の事業者が同一の訴訟代理人を選任して1つの審決取消請求訴訟として提起がなされることも多く、また、複数の事業者から個別に審決取消請求訴訟が提起されたとしても、東京高裁第3特別部で併合されて審理が行われるのが通例であった。

しかし、最近の審決取消請求訴訟をみると、争点が共通しているなど従前の取扱いでは併合して審理されたような事件についても、それぞれ別の事件として処理されることが多くなっている¹⁰⁾。

カルテル事件として公取委では1つの事件として処理されたものの、その審決取消請求訴訟において別の合議体で審理され判決がなされた最近の事例をみると、別表9のとおりである。

東京高裁第3特別部の裁判官構成

これによれば、公取委で1つの事件として処理されたものが全く別の裁判官から構成された東京高裁第3特別部で処理をされることもある。特に、国際航空貨物価格協定事件においては、第16民事部及び第19民事部所属の各5名の裁判官により第3特別部が構成され、それぞれ別個に審理がなされ判決が行われている。

なお、このように数多く併存する第3特別部を区別するため、東京高裁内部では、例えば「東京高等裁判所第3特別部（第1民事部）」などとして、裁判長の所属する民事部が併記されている。

4 ダクティル鑄鉄管課徴金事件・東京高裁判決

(1) 問題の所在

独占禁止法違反事件の処理を的確に行うには、独占禁止法に関する知識だけでなく、経済学や業界慣行などに関する知識が不可欠であるため、「法律又は経済に関する学識経験のある者」（29条2項）から選任された委員長及び委員4名から組織される公取委が独占禁止法を運用することとされている。また、公取委の審決取消請求訴訟等を東京高裁第3特別部が担当することとされているのも、独占禁止法に係る司法審査事務を特定の合議体に集中させることにより、公取委の判断に対する司法審査をより適切なものとし、独占禁止法の運用を適正なものとするためと考えられる。

東京高裁第3特別部の裁判官に経済学や業界慣行などに関する知識が十分でなければ、独占禁止法に関する事件に対する司法審査も的確になされないおそれがあるが、審決取消請求訴訟を担当した第3特別部の裁判官にこれらの知識に乏しいため、裁判において誤った判断がなされたと考えられる最近の事例としてダクティル鑄鉄管課徴金事件・東京高裁判決（別表1の番号73）がある。

この事件は、シェアカルテルが供給量を実質的に制限することにより対価に影響があるものとして、平成17年改正前の独占禁止法7条の2第1項の規定による課徴金の対象となるかが争われたものであり、これが課徴金の対象となることの結論は正しいものの、私見によれば、公取委が採用した結論に至る論理（旧7条の2第1項に係る解釈）については誤ったものであった。この審決取消請求訴訟において、第3特別部は、シェアカルテルが供給量を実質的に制限することにより対価に影響があるとする審決の論理に疑問を抱き、事実に基づき具体的な主張・立証をするよう公取委に強く指示を行ったが、公取委がこの指示に十分に答えられなかったにもかかわらず、結局、審決の考え方を是認する判決を行っている¹¹⁾。

この審決及び東京高裁判決の問題点については、別途、検討したところである¹²⁾ ので、ここでは、審決取消請求訴訟に対し東京高裁第3特別部がどのような裁判官構成により対応したかなどについて、東京高裁の裁判記録や「公正取引情報」での報道により紹介する¹³⁾。

なお、この事件で争点となったシェアカルテルと課徴金との関係については、平成17年の法改正により立法的に解決されている（7条の2第1項2号ロで「市場占有率」を明示）ため、現在は同様の問題が生ずることはない。

(2) 担当する第3特別部の決定

ダクティル鋳鉄管課徴金事件に係る公取委の審決（平成17年の法改正前の手続によるもの）については、被審人3社から、それぞれ審決取消請求訴訟が提起されている。

この事件に係る東京高裁の裁判記録により、訴訟の提起から判決に至る東京高裁内部の手続を時系列で見ると、次表のとおりである。

これによれば、東京高裁では、東京高裁に複数の第3特別部が存在することを前提として、被審人3社の請求をそれぞれ別の事件として3つの東京高裁第3特別部（第3特別部（第9民事部）、第3特別部（第14民事部）及び第3特別部（第15民事部））に配分（回付）しており、これは通常の民事事件を民事各部に配分する際と同様に取り扱っているためであると考えられる。

そして、公取委から3件の事件を併合することを求める上申書が提出されたことを受けて、最初に提訴がなされた日本鋳鉄管に係る訴訟を担当している第3特別部（第9民事部）が3件を併合して審理することとされている。

【表】 東京高裁の裁判記録による審決取消請求訴訟の経緯

平成21年6月30日	公取委が、クボタ、栗本鐵工所及び日本鋳鉄管の3社に対し、課徴金の納付を命ずる審判審決（平成12年(判)第2号～第7号）
7月17日	日本鋳鉄管が審決取消請求訴訟を提起（平成21年(行ケ)第11号）
27日	東京高裁が第3特別部（第9民事部）大坪丘裁判官名で、公取委に対し審決記録の送付依頼
28日	栗本鐵工所が審決取消請求訴訟を提起（平成21年(行ケ)第13号）
29日	東京高裁が第3特別部房村精一裁判官名で、公取委に対し審決記録の送付依頼。なお、郵便送達報告書の表記は、「第3特別部（担当第14民事部）」

東京高裁第3特別部の裁判官構成

- 29日 クボタが審決取消請求訴訟を提起（平成21年（行ケ）第14号）
- 8月19日 東京高裁が第3特別部（第15民事部）の書記官名の事務連絡文書で、公取委に対し、クボタの訴状に対する答弁書の提出依頼。なお、第1回口頭弁論期日は審決記録の送付があった後、双方代理人と期日調整する旨も連絡
- 27日 公取委が指定代理人名で、第3特別部に対し、次の3点の理由により、3件の併合を求める上申書を提出（第9民事部、第14民事部及び第15民事部にそれぞれ提出）
- ① 3つの事件の争点が共通であること
 - ② 弁論の併合がなされなければ、訴訟経済上不経済であること
 - ③ 一つの違反行為に係る課徴金対象性について統一的な判断が示されるべきであること
- 10月14日 公取委が、東京高裁に対し、平成21年（行ケ）第11号事件（日本鋳鉄管）について事件記録を送付
- 23日 第3特別部（第9民事部）が、平成21年（行ケ）第11号事件に同13号事件及び同14号事件を併合する旨を決定。また、第3特別部（第14民事部）及び第3特別部（第15民事部）が、それぞれ、事件を平成21年（行ケ）第11号事件に併合する旨を決定
- 22年4月7日 第3特別部が、受命裁判官に進行協議期日における手続をさせる旨及び足立哲裁判官を受命裁判官に指定する旨を決定
- 5月11日、6月17日、8月27日及び10月19日に進行協議。なお、進行協議経過表の担当部の表記は、「東京高等裁判所第3特別部（第9民事部）」
- 9月2日 第3特別部が、口頭弁論期日を平成22年12月10日に指定（裁判長は下田文男）
- 12月10日 第1回口頭弁論期日。なお、口頭弁論調書に次の記載あり。
裁判長
被告に対し、本件審決書別紙審決案88頁の26行目「カルテルの参加者は、」から同30行目「制限されることになる。」までの記載について、この結論に至る過程につき、具体例を示し経過を摘示しながら記載した準備書面を平成23年2月10日までに提出するよう指示した。
- 23年2月18日 第2回口頭弁論期日。なお、口頭弁論調書に次の記載あり。
裁判所
被告に対し、事実を摘示し、事実に基づき、どのような要件、

効果が認められるのか、平成23年4月27日までに書面をもって明らかにするよう指示した。

5月20日 第3回口頭弁論期日。なお、口頭弁論調書に次の記載あり。

裁判長

1. 被告は準備書面を6月24日までに提出すること。
2. 原告らは上記書面に対し、反論等を記載した準備書面を8月1日までに提出すること。

8月5日 第4回口頭弁論期日

10月28日 判決言渡。調書の表記は「第9民事部（第3特別部（民事）」

注：上記の内容は、東京高裁判決の確定後に裁判記録を閲覧し、日本鋳鉄管が提訴して以降の東京高裁第3特別部の審理状況を整理したものである。

(3) 第3特別部（第9民事部）の裁判官構成

第3特別部（第9民事部）において3件の審決取消請求訴訟を審理することされた時から判決時までの同部の裁判官の構成は、別表10のとおりである。

この審決取消請求訴訟を担当した第3特別部は、他の第3特別部の裁判官構成と同様に、部総括判事を含む同一民事部の3名の裁判官及びその他の民事部の2名の裁判官で基本的に構成されている。しかし、受命裁判官に指定され準備手続を担当された足立判事が第1回口頭弁論期日直前に東京高裁から転出するなど、人事異動により当初の担当裁判官が全て入れ替わっている。

(4) 審決取消請求訴訟の審理時における東京高裁の対応

裁判記録（口頭弁論調書の記載）においても、東京高裁が公取委の審決における判断を理解できず、公取委に対しクボタ等3社の行為が課徴金の対象となることの説明を具体的に行うよう求めていることが明らかである。この口頭弁論における状況を公正取引情報の報道で見ると、次のとおり、裁判所は、シェアカルテルによって市場における供給量が制限されることにより対価に影響があるとの審決の判断に疑問があるとの観点から、公取委に対し、更なる立証を求めているものと考えられる¹⁴⁾。

なお、これらの審理時の指示を受けて公取委が提出した最終準備書面の内容は、それまでの主張を要約するなどしたものであって、東京高裁が新たな判断ができるような内容は含まれていない。

東京高裁第3特別部の裁判官構成

① 平成22年12月10日・第1回口頭弁論

裁判長は被告公取委に対し、審決案にある「カルテルの参加者は、自社に配分された販売予定数量に応じて生産計画を立て供給量を調整し、当該販売予定数量の範囲内に自社の販売数量を制限しようとすることになるから、本件カルテルにより各社の供給能力の行使が制限され、その和である被審人3社の市場全体の供給能力の行使もまた制限されることとなる」との記載部分について、具体例を挙げ、あるいは証拠を摘示して分かりやすく説明した最終の書面を提出するよう指揮した。

② 平成23年2月18日・第2回口頭弁論

裁判長が公取委に対して「裁判所は事実を問題とする」との旨の発言したのを受けて、その理由について陪席裁判官から「どんな事実があり、それがどのような効果をもたらすのか、そこが不十分である。これは原告側からも指摘しているし、裁判所としても整理したい。そこを聞かないと裁判所としても審理が難しい。本件では市場も間需、直需の2つに分かれる。そこはどうかをみたい。もう一つ、抽象論があり得る。シェア配分合意はどのような効果を狙ったのか、それにより企業にはどのような利益があるのか。在庫量の調整とか、どこで利益を得るのかということ。最終的に企業が利益を得るのは製品の価格だ。製品の価格が維持されることによって利益が得られる。つまり、大きく分けて二つある。一つは、事実としてシェア配分を守るために何をしたのか。二つ目は、シェア配分は何を目的にしてされたのか、そこをもう少し詳しくみたい」と説明した。

裁判長は「公取委の審決は、結論が先に書かれている。そこを事実に基づいてちゃんと書いてもらいたい。その上で原告からの反論をもらって終結したい。より具体的に事実を摘示してもらい、その事実に基づいてどのような要件、効果が認められるのか、そこを明らかにした書面を4月27日までに提出するよう」と指揮した。

③ 平成23年5月20日・第3回口頭弁論

裁判長は「事実主張については以上のとおりだ」とした上で、「最後に、一般論、経験則の観点から、シェア配分カルテルが商品の供給量を制限するものであるということ、どんな関係にあるのか。第三者が参入してきた場合にはどうか、また、カルテル当事者との関係で、カルテルがあった場合となかった場合、商品の供給量が制限されることがあるのかどうか、そこを比較して主張するよう」との指揮を行った。

この「事実の主張というより、経験則の主張をするよう」との指揮に対し、クボ

タ代理人が「経験則ということだが、経験則は事実認定、推論を前提とするのが我々のする法則だ。しかし、訴訟の審理は、まず、事実の認定にある。被告はちゃんと主張していない。本件の争点はそこにある。ただ経験則の主張をと言われるのは適切ではない」と異議を述べた。「裁判所としても十分に把握していない」とする釈明に、代理人は「そうであるならば、そこを指摘してもらいたい。経験則を適用する事実構成は何か、そこを指摘してもらいたい。どんなカルテルをしたか、そこが前提だ」と要求したところ、「被告の主張するカルテルが前提だ。被告で立証されている場合をまず明らかにしてもらおう」と裁判長は釈明した。

「一般論としての話が出た。一般論としてシェア配分カルテルを議論した。公取委は学者の文献を引用して主張した。裁判になってもそこを言っている。証拠はあるのかと聞いたら、一般論だから何もないと言ってきた。今の段階でないものは、これでもないとしてもらわないと困る。いつまで続くのか。審判で10年議論し分からないということできている」との日本鋳鉄管代理人の意見には、裁判長は「これが最後と思っている。手持ちの資料の中から1月余の期間で被告に出してもらい、原告が反論を加えるのが1月とのイメージで考えている。被告は従前の主張の整理ということで、絞って主張してもらおう」と釈明した。

最後に裁判長は「供給量制限とカルテルとが事実レベルとして法律の要件と具体的事実との関係では乖離がある。それが前提だ」と述べ、被告側に「趣旨は分かるね」と確認した上で最終準備書面を提出するよう指揮した。

5 おわりに

独占禁止法に関する事件に係る司法審査については、東京高裁に第3特別部という裁判官5名による合議体を設けることとされているが、現在の東京高裁の対応をみると、その取扱いは、合議体の構成裁判官を5名とするとの点が異なるものの、民事通常部が取り扱う通常の行政訴訟に係る事件と大差はないものと考えられる¹⁵⁾。

また、JASRAC（日本音楽著作権協会）による私的独占事件につき独占禁止法違反は認められないとした審決（平成21年（判）第17号・平成24年6月12日）に対し、JASRACの競争業者であるイーライセンスが平成24年7月10日に提起した審決取消請求訴訟においては、現在、知財高裁（知的財産高等裁判所）の裁判官により第3特別部（裁判長は飯村敏明・知財高裁所長）が構成され審理が行われている。

知財高裁の裁判官も東京高裁の裁判官であるので、形式的には知財高裁の裁判官で第

東京高裁第3特別部の裁判官構成

3特別部が構成されても問題はないのであろうが、JASRAC事件は著作者の権利や著作隣接権の内容が問題となっているものではなく、その主たる争点は独占禁止法に固有のものであって「主要な争点に知的財産に関する専門的な知見を要する事件」（知財高裁設置法2条3号）といえるかにも疑問があろう¹⁶⁾。

本稿の別表で明らかなように、現在の東京高裁第3特別部は単に高裁判事5名で構成される民事通常部と取り扱われているようであり、知財高裁の裁判官により第3特別部が構成されるのも、このような取扱いの延長線にあるものすぎないように思われる。

独占禁止法は、①企業の具体的な行為が独占禁止法に違反するか否かの判断基準が「一定の取引分野における競争を実質的制限すること」とか「公正な競争を阻害するおそれ」といった抽象的なものであること、②企業の具体的な行為が独占禁止法の違法要件に該当するか否かを判断する際に、経済学や業界慣行など経済実態に関する知識が必要であることから、非常に難解な法律であると言われている。このような独占禁止法を的確に解釈・運用するためには、多くの事案を処理するといった経験を積むほかに思われ、そうであるからこそ、独占禁止法の専門機関として公取委が設けられ、東京高裁においても第3特別部が設けられている。

現在のような東京高裁第3特別部の在り方は、独占禁止法第87条第1項の趣旨を没却させるものではないかという法律面での疑問を生じさせるだけでなく、第3特別部を構成する裁判官が独占禁止法を的確に解釈・運用できるだけの知識・経験を得ることが難しくなり、ダクティル鋳鉄管課徴金事件のように、公取委の判断に強い疑問を持ったとしても、公取委の判断を覆すような説得的な論理を提示できず、結局は公取委の判断を追認せざるを得ない状況となって東京高裁の司法審査機能を損なうおそれがあるとの問題も生じさせかねないものである。

今後、公取委の審判制度が廃止され、排除措置命令取消請求訴訟等が東京地裁の専属管轄とされることになることも想定されるが、その場合であっても、合議体の構成員数を5名にできることとするかどうかではなく¹⁷⁾、かつての浅沼判事のように独占禁止法に係る事件に関する知識を修得でき、そのような裁判官により独占禁止法の解釈・運用方針が明確に示されることになるよう、個々の裁判官が数多くの独占禁止法に関する事件を長期間にわたって担当できるような裁判官配置を行うことが重要となろう。

- 1) 拙稿「入札談合において基本合意への参加が否定された事例——大森工業事件」平成23年度重要判例解説（ジュリスト1440号・平成24年）254頁。
- 2) 昭和22年3月29日・衆議院石油配給公団法案外4件委員会における独占禁止法案

提案理由説明（例えば、公取委事務総局編『独占禁止政策五十年史 下巻』（公正取引協会・平成9年）221～2頁参照）。

- 3) 石井良三『独占禁止法——過度経済力集中排除法——（増補版）』（海口書店・昭和23年）341～2頁。また、橋本龍伍『独占禁止法と我が国経済』（日本経済新聞社・昭和22年）165～6頁。
- 4) 例えば、今村成和ほか編『注解経済法〔上巻〕』（青林書院・昭和60年）668頁（佐藤繁執筆）。
- 5) 公取委事務局編『独占禁止法三十年史』（昭和52年）486頁（浅沼氏に対するインタビュー記事「東京高裁と独占禁止法」）及び浅沼武「独禁訴訟を回顧して」ジュリスト376号（昭和42年）33頁による。なお、浅沼氏は、昭和23年5月～同32年11月、同41年6月～同44年1月及び同45年6月～同51年7月に東京高裁判事を務められており、朝日訴訟の第一審（昭和35年10月19日・東京地裁判決）の裁判長としても知られている。
- 6) 東京高裁第3特別部が行った判決は審決集にすべて収録されているが、決定については、審決集に収録されているのは一部にとどまるようである。審決集に収録されていない決定であっても、公取委のウェブサイトにおける「審決等データベース」に収録され、「決定」等の用語で検索可能なものは、本稿の別表に含めている。
なお、審決集に収録されている判決等であっても、「審決等データベース」に収録されていないものがある。
- 7) 東京高裁の長官が裁判長を務めることが多かったことについては、初代の小林長官が裁判長を務められたという経緯があることのほか、東京高裁の専属管轄となっており、かつ5名の裁判官による合議体で裁判を行うという特殊性があるため、長官自らが裁判を行うのに遜色がないと考えられたことにもよろう。
- 8) 部総括判事制度については、下級裁判所事務処理規則の昭和30年改正により現在のようなものとなっている。昭和20年代の東京高裁の民事部の判決をみると、同じ3名の裁判官で裁判体が構成された場合でも裁判長となる者が異なっているときがある。このため、本稿の別表では、昭和20年代の事件については裁判長となった者すべてを部総括判事として取り扱っている。また、近年の事件においても、部総括判事であることが確認できなかったものの、東京高裁で裁判長を務めたことが確認できた裁判官については部総括判事として取り扱っている。
- 9) 東京高裁長官が裁判長となくなったことについては、平成13年の機械保険・課徴金事件（別表1の番号29）や平成16年の郵便区分機談合事件（同番号36）において、原告の請求を（一部）認めた東京高裁判決が、その後の最高裁判決で破棄されたことも影響している可能性もあろう。
- 10) 平成17年の法改正により、排除措置命令と課徴金納付命令が同時に行われるようになるとともに、命令の取消又は変更を求める範囲を明らかにして審判開始請求をしなければならないようになったこと（52条2項）も、各関係人の審決取消請求訴訟が別個の事件として取り扱われるようになった背景にあるものと考えられる。

東京高裁第3特別部の裁判官構成

- 11) なお、この東京高裁判決については、原告側が上告及び上告受理申立てを行ったが、最高裁判所は、平成24年10月25日、民事訴訟法第312条の上告理由に当たらないとして上告を棄却し、同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとする決定（平成24年（行ツ）第95号～第97号）及び同年（行ヒ）第107号～第109号）を行っている。
- 12) 東京高裁判決に対する検討を含めたものとして、拙稿「独占禁止法の解釈・運用における経済学の利用例——ダクタイトル鑄鉄管シェアカルテル課徴金事件に即して」NBL1002号（平成25年）掲載予定。
- 13) 東京高裁における各弁論期日の状況については、公正取引情報2291号（競争問題研究所・平成23年）における報道を抜粋したものである。なお、この抜粋に当たっては、明白な誤記を訂正したほか、訴訟代理人を原告名で表記するなど表現面で修正した部分がある。
- 14) 本稿は、東京高裁の裁判官が公取委の審決における判断や審決取消請求訴訟における公取委の主張・立証に納得していないにもかかわらず、審決における判断を是認する判決を行ったことを示すためのものであり、ダクタイトル鑄鉄管課徴金事件に係る公取委の審決又は東京高裁判決の内容自体を検討の対象とするものではない。このため、事案の説明を極めて簡略化した。より詳細な事案の内容等については、伊永大輔「シェアカルテルの競争制限効果と対価要件該当性：ダクタイトル鑄鉄管事件〔東京高裁平成23.10.28判決〕」ジュリスト1439号（平成24年）111頁、森平明彦「シェア配分カルテルと課徴金——ダクタイトル鑄鉄管事件」平成23年度重要判例解説（ジュリスト1440号・平成24年）256頁などの判例評釈を参考とされたい。
- 15) 東京高裁長官が第3特別部の裁判長を担当されていた時期には、第3特別部は当然に民事通常部と異なるものとなるので、同一の審判審決に係る審決取消訴訟を複数の第3特別部で審理するといった事態が生ずる可能性もなかったと思われる。

なお、東京高裁第3特別部が決定した事案の中には、その裁判体の表示を「第3特別部」ではなく、通常の民事部としていたため、後に更正決定がなされたものがある（平成20年（行サ）第173号・上告理由書の未提出による上告却下決定（平成20年（行ケ）第3号）に係るもの）が、これも東京高裁内部において第3特別部が民事通常部と同様のものと取り扱われるようになっていることを反映したものであろう。
- 16) 知財高裁については、東京高裁の民事通常部の一部を知財事件を専門的に取り扱う部署とし、さらにこれを知的財産部としたものを、知的高裁としたものとされている。この知的高裁の発足時には、従前の知的財産部と民事通常部との間の「細い点線」を「太い実線」に改めたものと説明されていた（例えば、篠原勝美「知的財産高等裁判所の概要」NBL804号（平成17年）28頁）が、今回の訴訟の事件番号が「平成24年（行ケ）第8号」と知財高裁の担当事件の番号である1万台ではないことから、東京高裁が知財高裁に対しこの実線を越えさせたのではないかとの疑問があろう。

なお、知財高裁の発足時において、中山教授は、独占禁止、企業買収などにおいても知的財産法が絡む事件が少なくなく、通常裁判所と知財高裁のいずれの管轄になるのか仕切りが難しいが、知財高裁には知的財産という狭い分野に閉じこもることのないことを期待されている。ただし、中山教授は、独占禁止法の事件が知財高裁に持ち込まれることはないであろうとも述べられている（中山信弘「知的財産高等裁判所への道のり」ジュリスト1293号（平成17年）9頁及び11頁）。

- 17) 東京高裁判事は、部総括判事以外の者であっても一般的な地裁の部総括判事クラス以上に相当する裁判官である。一方、地裁において3名の合議体で裁判をする際にも1名の判事補（いわゆる特例判事補を含めれば2名）を構成裁判官とすることができ、平成22年の独占禁止法改正案で5名の合議体で裁判をする際には2名までの判事補を構成裁判官とすることができることとされていた。

東京地裁に配属される裁判官が法律面で特に優秀であるとしても、経済実態に関するものなど独占禁止法に係る事案を処理するに足る知識を修得しているかには疑問がある。なお、東京地裁において独占禁止法事件を担当するのは、行政事件担当部（行政部）となろうが、経済的な事案であることから商事事件担当部（商事部）となることも想定される。その場合の担当部については、前者であれば民事第2部などの3部、後者であれば民事第8部となるので、独占禁止法事件の集中処理も可能となろうが、他の多くの行政事件や商事事件とともに同法事件を処理したり、担当裁判官の配属期間が短かいということであれば、同法事件を処理するに足る知識を修得する余裕もないと思われる。

【別表1】 審決取消請求訴訟に係る担当裁判官（判決時）

番号	判決日	事件名	事件番号	裁判官（☆印は長官）	備考
1	昭和20年代 26. 9. 19	東宝・スバル	25(行ナ)21	☆小林俊三(2) ○中島登喜治(2) ○藤江忠二郎(3) 猪俣幸一(1)	一部公取委敗訴。他は公取委に差戻し(その後、再審決(同意審決))
2	26. 11. 30	大阪総合食品ほか25名	25(行ナ)20	☆小林俊三(2) ○中島登喜治(2) ○藤江忠二郎(3) 猪俣幸一(1)	一部公取委敗訴
3	28. 3. 9	新聞販路協定	26(行ナ)10・11	☆垂水克己(5) ○藤江忠二郎(3) ○浜田潔夫(10) 猪俣幸一(1)	一部公取委敗訴。他は公取委に差戻し(その後、再審決)
4	28. 8. 29	日本出版協会	25(行ナ)10	☆垂水克己(5) ○藤江忠二郎(3) ○浜田潔夫(10) 猪俣幸一(1)	
5	28. 12. 7	東宝・新東宝	26(行ナ)17	☆垂水克己(5) ○藤江忠二郎(3) ○浜田潔夫(10) 猪俣幸一(1)	
6	29. 12. 23	北海道新聞	28(行ナ)7	☆安部 恕(5) ○藤江忠二郎(3) ○浜田潔夫(10) 猪俣幸一(1)	
7	昭和30年代 31. 11. 9	日本石油ほか9名	30(行ナ)53	☆安部 恕(5) ○藤江忠二郎(3) ○浜田潔夫(10) 猪俣幸一(1)	
8	32. 12. 25	野田醤油	31(行ナ)1	☆安部 恕(5) ○藤江忠二郎(3) ○浜田潔夫(10) 猪俣幸一(1)	
9	33. 11. 24	古川浩	33(行ナ)33	☆大野 尊五 ○藤江忠二郎(3) 村松俊夫(3) 坂本 調夫	近江絹糸株主による審決無効確認請求
10	昭和40年代 45. 12. 12	全国金属労組	45(行ケ)30	☆岸 盛一(4) 三和田大士(2) 栗山 忍(2) 川上 泉(5)	
11	46. 5. 19	ノボ・インダストリー	45(行ケ)16	☆岸 盛一(4) 三和田大士(2) 栗山 忍(2) 川上 泉(5)	
12	46. 7. 17	明治商事	43(行ケ)148	☆岸 盛一(4) ○浅沼 武(7) ○久利 馨(2) 川上 泉(5)	
13	46. 7. 17	和光堂	43(行ケ)150	☆岸 盛一(4) ○浅沼 武(7) ○久利 馨(2) 川上 泉(5)	
14	49. 7. 19	主婦連	48(行ケ)34	☆市川 四郎 ○浅沼 武(7) 真船 孝允(3) 鈴木 重信(3)	公正競争規約認定不服審決の取消請求
15	昭和50年～ 50. 9. 29	石油価格協定	49(行ケ)62・63・65～67・71	☆安村 和雄(2) ○浅沼 武(7) 真船 孝允(3) 鈴木 重信(3)	被告審決の取消請求訴訟
16	52. 8. 15	石油連盟(1次)	49(行ケ)87	☆青木 義人 ○江尻美雄一 小林 信次(3) 蕪山 徹	事業者景品事件
17	56. 4. 2	栄光時計	52(行ケ)195	☆大塚 正夫 ○小林 信次(3) 三好 達幸 柴田 保幸(4)	公正競争規約認定不服審決取消請求
18	57. 11. 19	三輝・ジャパンヘルス	55(行ケ)354	☆川島 一郎 吉井 直昭 浦野 雄幸 河本 誠之(2)	住友セメントに対する審決の取消請求
19	58. 12. 23	旭硝子資料	56(行ケ)4	☆矢口 洪一(2) ○岡垣 学(3) ○中島 恒(2) 塩谷 雄(3)	審決を取り消し、公取委に差戻し(その後、再審決(同意審決))
20	59. 2. 17	東洋精米機	56(行ケ)196	☆矢口 洪一(2) ○岡垣 学(3) ○中島 恒(2) 塩谷 雄(3)	
21	61. 6. 13	旭硝子資料	59(行ケ)264	⑨岡垣 学(3) ○村岡 二郎 佐藤 繁 塩谷 雄(3)・転	
22	平成元年代 6. 2. 25	東芝ケミカル	4(行ケ)208	☆栗原平八郎 ○櫻井 文夫 ○柴田 保幸(4) 鬼頭 季郎(5) 長野 益三	手続の違法により審決を取り消し、差戻し

23	7. 9.25	東芝ケミカル 6(行ケ)144	☆川 苛義 徳	○上谷 清	○加茂 久男(2)	○加茂 久男(2)	鬼頭 季郎(5)	田村 洋三	差戻し後の審決取消請求
24	8. 3.29	協和エクスオ 6(行ケ)80	⑥加茂 紀久男(2)	○柴田 保幸(4)	伊藤 敏基(2)	伊藤 敏基(2)	曾我 大三郎	三村 晶子(2)	かぶと会事件・一発課徴金事案
25	8. 3.29	東京もち 6(行ケ)232	⑦柴田 保幸(4)	鬼頭 季郎(5)	伊藤 敏基(2)	伊藤 敏基(2)	滝澤 孝臣	三村 晶子(2)	不当表示事件
26	9. 6. 6	社会保険庁・ニル談合(課徴金) 8(行ケ)179・188・189	⑨塩崎 勤	○小野寺 規夫	川 勝隆之	川 勝隆之	豊田 建夫	鈴木 健太(5)・転	
27	平成10年代								
28	11. 1.29	協業組合カンセイ(課徴金) 10(行ケ)102	①河野 信夫	末永 進	宮崎 公男(3)	宮崎 公男(3)	坂井 満	大 淵 哲 也	上告審(11(行ツ)115・15・3.14判決)で 公取委敗訴、東京高裁に差戻し
29	13. 2.16	鶴音寺三豊医師会 11(行ケ)377	☆泉 徳治(4)	○北山 元章	青柳 馨(4)	青柳 馨(4)	北澤 晶	竹内 民生	232号の原告は17社。公取委一部敗訴、 上告審(14(行ツ)72・17.9.13判決)で公 取委勝訴
30	13.11.30	機械保険(課徴金) 12(行ケ)228・233	☆泉 徳治(4)	○飯田 敏彦	持本 健司(2)	菅野 博之(2)	川口 代志子	菅野 博之(2)	不当表示事件
31	14. 6. 7	カンキョー 13(行ケ)454	☆泉 徳治(4)	秋武 憲一(2)	菅野 博之(2)	大段 亨	秋武 重久	伊藤 正晴	千葉市地質調査談合事件
32	14.10.25	国際地質 13(行ケ)472	☆泉 徳治(4)	持本 健司(2)	秋武 憲一(2)	森高 重久	森高 重久	三代川 俊一(7)	
33	15. 3. 7	岡崎管工14 (行ケ)433	☆今井 功(4)	○鬼頭 季郎(5)	佐藤 武彦	小川 浩(4)	小川 浩(4)	任 介 辰 哉	広島市水道工事談合事件
34	15. 4.25	オーエヌポトリー(課徴金) 14(行ケ)552	☆今井 功(4)	○大内 俊身(3)	納谷 肇(2)	小川 浩(4)	小川 浩(4)	田代 雅彦・転	中四国プロイラー解卵協議会事件
35	15. 9.12	協業組合カンセイ(課徴金) 15(行ケ)93	⑩大内 俊身(3)	納谷 肇(2)	小川 浩(4)	大野 和明(4)	大野 和明(4)	尾島 明・転	番号27事件の差戻審判決。公取委敗訴
36	16. 2.20	土屋企業(課徴金) 15(行ケ)308	☆今井 功(4)	○鬼頭 季郎(5)	滝澤 泉	三代川 俊一(7)	三代川 俊一(7)	大野 和明(4)	町田市建設談合事件。一部公取委敗訴 原告は2社。公取委敗訴、上告審(16 (行ツ)208)で破棄・差戻し
37	16. 4.23	郵便区分機談合 15 (行ケ)335	☆今井 功(4)	○大内 俊身(3)	小川 浩(4)	大野 和明(4)	大野 和明(4)	上田 卓哉	
38	18. 2. 3	横石興業(課徴金) 17(行ケ)136	④門口 正人	浅香 久雄(2)	坂口 公一	堀内 明(2)	堀内 明(2)	西田 隆裕	千葉市土木談合事件
39	18. 2.24	東燃ゼネラル(課徴金) 17(行ケ)118	⑩南 敏文(2)	佐藤 公美	綿引 穰(4)	堀内 明(2)	堀内 明(2)	竹田 光広	防衛庁石油談合事件
40	18.12.15	大石組18 (行ケ)7	⑩南 敏文(2)	安藤 裕子(2)	生野 考司	足立 謙三	足立 謙三	石 栗 正 子(5)	清水市土木談合事件
41	19.10.12	ビームス 19(行ケ)4	⑦大谷 禎男(6)	杉山 正己(6)	長久 保守夫(5)	渡部 勇次	渡部 勇次	細 野 敦	不当表示事件
42	平成20年代								
43	20. 3.28	木下内組(課徴金) 19(行ケ)19	①一宮 なほみ(2)	土屋 文昭(2)	石 栗 正 子(5)	小野 瀬 厚(2)	小野 瀬 厚(2)	鈴木 昭 洋(2)	新潟市土木談合事件
44	20. 4. 4	種子価格協定 18(行ケ)18~20	②寺田 逸郎	浅香 久雄(2)	石 栗 正 子(5)	小 林 宏 司	小 林 宏 司	森 一 岳(2)・転	20号事件の原告は13社
45	20. 5.23	ペイクルーズ 19(行ケ)5	⑧原田 敏章(4)	氣賀 澤耕一(4)	長久 保守夫(5)	小 出 邦 夫(7)	小 出 邦 夫(7)	森 一 岳(2)・転	不当表示事件
46	20. 6.20	栗本鉄工所(課徴金) 19(行ケ)39	⑩宮崎 公男(3)	土屋 文昭(2)	辻 次郎(4)	山 本 博(7)	山 本 博(7)	森 邦 明(4)	橋梁談合事件
47	20. 7.11	大石組(課徴金) 19(行ケ)18	⑩宮崎 公男(3)	山 本 博(7)	加藤 謙一(3)	森 邦 明(4)	森 邦 明(4)	小野 瀬 厚(2)	清水市土木談合事件
48	20. 9.12	質数建設(課徴金) 20(行ケ)3	⑧原田 敏章(4)	佐藤 陽一(2)	加藤 謙一(3)	森 邦 明(4)	森 邦 明(4)	小 出 邦 夫(7)	沖繩建設談合事件
49	20. 9.26	ゴミ焼却施設談合 18(行ケ)11~13	⑨青柳 馨(4)	氣賀 澤耕一(4)	安藤 裕子(2)	長久 保守夫(5)	長久 保守夫(5)	石 栗 正 子(5)	原告は計5社。第19民事部所屬の裁判 官は2名
50	20.12. 5	新明和工業 20(行ケ)9	⑩藤村 啓(2)	佐藤 陽一(2)	西口 元(6)	森 邦 明(4)	森 邦 明(4)	岸 日出夫	東京都下水道ポンプ工事談合事件
51	20.12.19	郵便区分機談合 19(行ケ)12	⑧原田 敏章(4)	氣賀 澤耕一(4)	長久 保守夫(5)	石 栗 正 子(5)	石 栗 正 子(5)	小 出 邦 夫(7)	番号43事件の差戻審判決
52	21. 4.24	防衛庁石油製品談合 19(行ケ)7~9	⑦大谷 禎男(6)	杉山 正己(6)	辻 次郎(4)	山 本 博(7)	山 本 博(7)	西 謙 二(2)・転	

東京高等裁判所第3特別部の裁判官構成

51	21. 5. 29	NTT東日本19(行ケ)13	①青柳	馨(4)	辻	長久保守夫(5)	小林昭彦	西	謙二(2)・転	原告は西松建設など6社。一発課徴金事案
52	21. 5. 29	多摩建設談合事件① 20(行ケ)16・22・28・34	②渡邊	等(2)	杉山正己(6)	西口元(6)	田川直之(2)	山口信恭(4)	信恭(4)	原告は加賀田組など4社。一発課徴金事案
53	21. 9. 25	ポリプロピレン価格協定 19(行ケ)35~38	②大橋寛明		辻次郎(4)	吉村真幸(4)	氣賀澤耕一(4)・転	齊木敏文・転	文・転	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
54	21.10. 2	港町管理ほか2名 20(行ケ)14	②山崎恒		山本博(7)	始関正光(2)	小林元二(3)	山口信恭(3)	信恭(3)	原告は植木組など7社。一発課徴金事案
55	21.10. 2	宮地鉄工所(課徴金) 20(行ケ)43	⑦大谷禎男(6)		杉山正己(6)	相澤哲(3)	小出邦夫(7)	大瀨寿美(3)	寿美(3)	原告はエイベックス・マーケティンゲンなど4社
56	21.10.23	多摩建設談合事件② 20(行ケ)17・23・29・31	①一宮なほみ(2)		杉山正己(6)	加藤謙一(3)	田川直之(2)	石垣陽介(2)	陽介(2)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
57	21.12.18	多摩建設談合事件③ 20(行ケ)18・24・30・37	⑦大谷禎男(6)		杉山正己(6)	北村史雄(2)	吉村真幸(4)	大瀨寿美(3)	寿美(3)	原告は植木組など7社。一発課徴金事案
58	22. 1. 29	多摩建設談合事件④ 20(行ケ)21・27・33・39	⑩倉吉敬(2)		山本博(7)	小林元二(3)	山口信恭(4)	石垣陽介(2)	陽介(2)	原告はエイベックス・マーケティンゲンなど4社
59	22. 1. 29	着うた共同ポイント 20(行ケ)19・20・35・36	⑧原田敏章(4)		北村史雄(2)	坂本宗一(4)	小出邦夫(7)	藤岡淳	淳	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
60	22. 1. 29	野里組(課徴金) 21(行ケ)3	②渡邊	等(2)	橋本昌純	西口元(6)	比佐和枝(3)	林俊之(5)	俊之(5)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
61	22. 3. 19	桜井鉄工(課徴金) 20(行ケ)45	⑩倉吉敬(2)		西口元(6)	始関正光(2)	小林元二(3)	山本博(7)・転	博(7)・転	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
62	22. 3. 19	多摩建設談合事件⑤ 20(行ケ)25・26・32・38	⑤藤村啓(2)		坂本宗一(4)	山口信恭(4)	大瀨寿美(3)	山本博(7)・差	博(7)・差	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
63	22. 4. 23	アスカム(課徴金) 19(行ケ)44	⑦大谷禎男(6)		相澤哲(3)	吉村真幸(4)	小出邦夫(7)	西口元(6)・転	元(6)・転	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
64	22. 4. 23	バイタルネット(課徴金) 19(行ケ)45	⑦大谷禎男(6)		相澤哲(3)	吉村真幸(4)	小出邦夫(7)	西口元(6)・転	元(6)・転	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
65	22. 7. 16	カクダイ 22(行ケ)2	③鈴木健太(5)		山崎まさよ(4)	高野伸	中山幾次郎(2)	比佐和枝(3)	和枝(3)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
66	22.10.29	オージロ 21(行ケ)44	⑤大竹たかし(4)		栗原壮太(5)	北澤純一(5)	脇博人(2)	林俊之(5)	俊之(5)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
67	22.11.26	ミュー 21(行ケ)45	⑨下田文男(4)		宇田川基(2)	滝澤雄次(3)	坂本宗一(4)	北澤純一(5)	純一(5)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
68	22.11.26	出光興産(課徴金)22(行ケ)4	⑤大竹たかし(4)		宇田川基(2)	山崎まさよ(4)	小野洋一	栗原壮太(5)	太(5)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
69	22.12.10	モディファイヤー価格協定 21(行ケ)46・47	⑩西岡清一郎		滝澤雄次(3)	小池喜彦(3)	坂本宗一(4)	脇博人(2)	博人(2)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
70	23. 4. 22	ハマナカ 22(行ケ)12	②鈴木健太(5)		小池喜彦(3)	大沼和子	後藤健	林俊之(5)	俊之(5)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
71	23. 6. 4	大森工業 22(行ケ)6	③鈴木健太(5)		比佐和枝(3)	中山幾次郎(2)	栗原壮太(5)	吉田徹	徹	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
72	23.10. 7	南建設 22(行ケ)10	⑨下田文男(4)		木下秀樹(2)	綿引穰(4)	杉原則彦(3)	脇博人(2)	博人(2)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
73	23.10.28	ダクタイル(課徴金)21(行ケ)11・13・14	⑨下田文男(4)		綿引穰(4)	脇由紀(2)	門田友昌(2)	脇由紀(2)	由紀(2)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
74	23.10.28	JFE エンジニアリング(課徴金) 22(行ケ)31	⑤大竹たかし(4)		三代川俊一(7)	杉原則彦(3)	栗原壮太(5)	林俊之(5)	俊之(5)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
75	23.11.11	タカヤ22(行ケ)8	⑤大竹たかし(4)		山崎まさよ(4)	三代川俊一(7)	栗原壮太(5)	北澤純一(5)	純一(5)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
76	23.11.11	タクマ(課徴金)22(行ケ)33	⑩岡久幸治(2)		三代川俊一(7)	小宮山茂樹(2)	杉原則彦(3)	門田友昌(2)	友昌(2)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
77	24. 2. 17	郵便区分機談合(課徴金) 22(行ケ)29	②鈴木健太(5)		小宮山茂樹(2)	吉田尚弘	藤澤孝彦	林俊之(5)・転	俊之(5)・転	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
78	24. 2. 24	クボタ(課徴金) 23(行ケ)9	⑩岡久幸治(2)		三代川俊一(7)	生島弘康(2)	片山憲一(3)	梶智紀(2)	智紀(2)	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
79	24. 3. 2	日立造船(課徴金) 22(行ケ)32	⑨下田文男(4)		滝澤雄次(3)	北澤純一(5)	梶智紀(2)	綿引穰(4)・転	穰(4)・転	原告は松村組など4社。一発課徴金事案
80	24. 3. 9	日本道路興運 23(行ケ)2	⑩奥田隆文(3)		大野和明(4)	中村さとみ	清藤健一(3)	木下秀樹(2)・転	樹(2)・転	原告は松村組など4社。一発課徴金事案

81	24. 5. 25	昭和シェル石油(課徴金) 23(行ケ)7	④芝田 文 三(川俊一郎)7	今泉秀和	都築民枝	浅見 宣義	防衛庁石油製品談合事件
82	24. 10. 26	ケイラインロジスティクス 23(行ケ)24	⑨青柳 馨(4)	生島弘康(2)	氏本厚司	木山智之	国際航空貨物価格協定事件。全裁判官が第19民事部所屬
83	24. 11. 9	郵船ロジスティクス 23(行ケ)16	⑩奥田隆文(3)	渡邊 弘(2)	齋藤 顕(2)	清藤 健一(3)	国際航空貨物価格協定事件。全裁判官が第16民事部所屬
84	24. 11. 30	古河電気工業(課徴金) 24(行ケ)1	⑩奥田隆文(3)	渡邊 弘(2)	齋藤 顕(2)	清藤 健一(3)	光ファイバケーブル価格協定事件。全裁判官が第16民事部所屬
85	24. 12. 20	樋下建設ほか2名 22(行ケ)7	⑭三輪和雄	小池喜彦(3)	北澤純一(5)	山崎まさよ(4)・転	岩手建築談合事件

- 注：1 裁判官の記載は、判決書における記載順による(最初の記載が裁判長)。なお、「転」又は「差」は、転任又は差し支えにより署名押印できなかつた裁判官を示す。
- 2 裁判官の氏名の後の()内の数字は、判決時及び緊急停止命令の申立に対する決定時に担当裁判官となった回数(2回以上の場合は)を示す。
- 3 ○印は、部総括判事を示す(○の中の数字は、所屬する民事部のナンバ―)。ただし、昭和20年代などの事件においては、同時期に東京高裁で裁判長を務めた者を示す。
- 4 事件名に「(課徴金)」とあるものは、違反行為の有無ではなく、課徴金に係る論点のみが争われた事案を示す。
- 5 上告・上告受理申立てがなされた事件については、高裁判決が覆されたもののみを「備考」で記載している。
- 6 番号15の審決取消請求訴訟については、消費者から参加の申立が行われたが(佐野やす系ほか 49(行タ)27)、却下されている。この決定を行った第3特別部の構成裁判官は、☆安村和雄(2)、☆安村和雄(2)、○浅沼武(7)、真船孝允(3)、鈴木重信(3)及び園部逸夫(1)となっている。

【別表2】緊急停止命令の申立事件に係る担当裁判官(命令等の決定時)

番号	決定日	事件名	事件番号	裁判官(☆印は長官)	備考
1	昭和 30. 4. 6	朝日新聞社ほか153名	30(行ウ)2	☆垂水克己(5)	被申立人は、新聞社3社及び新聞販売店151名
1-2	30. 7. 29	上記停止命令の取消決定	30(行ウ)2	○藤江忠二郎(3)	伊藤勲は毎日新聞販売店経営者
2	30. 7. 29	伊藤勲 30(行ウ)7		☆安部 恕(5)	30. 12. 8 同意審決(30(判)2)
2-2	30. 12. 23	上記停止命令の取消決定	30(行ウ)14	○藤江忠二郎(3)	52. 11. 24 同意審決(50(判)2)
3	30. 11. 5	大阪読売新聞社 30(行ウ)13		☆安部 恕(5)	
4	32. 3. 18	北国新聞社 31(行ウ)13		○藤江忠二郎(3)	
4-2	33. 7. 11	上記停止命令の取消決定	33(行ウ)3	☆安部 恕(5)	
5	50. 4. 30	中部読売新聞社 50(行タ)5		○浅沼 武(7)	

- 注：1 裁判官の記載は決定書の記載順により、()書及び○印については別表1の注2に同じ。
- 2 緊急停止命令の取消等に係る決定についても、命令決定時の裁判官とはほぼ同様の構成の裁判体で決定がなされている。

【別表3】独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟に係る担当裁判官（判決時）

番号	判決日	事件名 事件番号	裁判官（☆印は長官）	備考
1	昭和 33.11.24	加藤志げ他 33(行ナ)41	☆大野 尊五 ○藤江忠二郎(3) 村松俊夫(3) 坂本舘夫(1) 猪俣幸一(1)	確定審決がないため、訴えを却下
2	52. 9.19	松下電器 46(行ケ)66・99	☆青木 義人(1) ○尻尻美雄一(1) 小林信次(3) 蕪山 巖(1) 滝田 薫	原告は一般消費者
3	56. 7.17 平成	石油カルテル価格協定 49(行ケ)155	☆大塚正夫(1) ○小林信次(3) 石川義夫 三好 達 柴田 保幸(4)	原告は一般消費者
4	18. 1.27	町田市建設談合① 16(ワ)2	⑩大内 俊身(3) 佐藤公美(1) 小川 浩(4) 大野和明(4) 西田隆裕(1)	原告は町田市
5	18. 2.17	岡崎管工 16(ワ)1	堀内 明(2) 島山 稔 菅野雅之(2) 西田隆裕(1)	原告は広島市
6	19. 3.23	町田市建設談合② 16(ワ)2	⑩吉成 修一 小川 浩(4) 足立謙三(1) 野口忠彦	原告は町田市
7	19. 3.30	茶釜不当表示 17(ワ)2・3	⑨岩井 俊 浅香紀久雄(2) 長久保守夫(5) 江口とし子 森 一岳(2)	原告は奈良県高山茶筍生産協組
8	19. 6. 8	大阪市舗装談合① 18(ワ)2	④稲田 龍樹 浅香紀久雄(2) 足立謙三(1) 江口とし子・転 生野考司(1)・転	原告は大阪市
9	19.11.16	三井住友銀行 18(ワ)5	⑦南 敏文(2) 安藤裕子(2) 豊田建夫(1) 高野輝久 小林宏司(1)	原告は金利スワップ契約締結会社
10	20. 1.25	大阪市舗装談合② 18(ワ)2	④稲田 龍樹 豊田建夫 浅香紀久雄(2) 足立謙三(1) 小林宏司(1)	原告は大阪市
11	22.10. 1	道路公団情報表示設備 20(ワ)2	①一宮なほみ(2) 田川直之(2) 相澤 哲(3) 石垣陽介(2) 北村史雄(2)	原告は日本高速道路保有・債務返済機構
12	23. 8.30	道路公団橋梁談合 20(ワ)6	②前田 順可 都築民枝(1) 飯田 恭示 石垣陽介(2) 森富義明・転	原告は中日本高速道路
13	23. 8.30	道路公団橋梁談合 20(ワ)36	②前田 順可 都築民枝(1) 飯田 恭示 石垣陽介(2) 森富義明・転	同上
14	23. 9. 9	道路公団橋梁談合 20(ワ)10	⑤井上 繁規 小林敬子 笠井勝彦 小林元二(3) 坂本宗一(4)	原告は日本高速道路保有・債務返済機構
15	23.11.18	道路公団橋梁談合 20(ワ)7	⑤井上 繁規 小林敬子 笠井勝彦 小林元二(3) 坂本宗一(4)	同上
16	24. 1.20	道路公団橋梁談合 20(ワ)13	①福田 剛久 今泉秀和(1) 栗原壯太 東 亜由美 石垣陽介(2)	同上
17	24. 1.20	道路公団橋梁談合 20(ワ)37	①福田 剛久 栗原壯太 櫻井佐英 東 亜由美 石垣陽介(2)	同上
18	24. 1.27	道路公団橋梁談合 20(ワ)22	⑥井上 繁規 笠井勝彦 小林元二(3) 坂本宗一(4) 氏本厚司(1)	同上
19	24. 2. 2	道路公団橋梁談合 20(ワ)26	⑦市村 陽典 加藤謙一(3) 高野輝久 菅家忠行 坂本宗一(4)・転	同上

注：1 裁判官の記載については、別表1の注と同じ。ただし、()内の数字は、審決取消請求訴訟の判決時等に担当裁判官となった回数（1回以上）を示す。

2 和解で終了した事件のうち、全担当裁判官が和解調書（審決集9巻174頁）で明らかになっているものとして、大正製菓事件（昭和33年2月19日和解 31(行ナ)22）があり、その担当裁判官は、☆安部 恕(5)、○藤江忠次郎(3)、坂本舘夫(1)、山下朝一及び猪俣幸一(1)である。

【別表4】 審決・排除措置命令の執行停止・免除の申立事件に係る決定時の担当裁判官一覧（抗告訴可の申立に係るものを除く）

番号	決定日	事件名	事件番号	裁判官	官（☆印は長官）	備考
昭和						
1	25.10.28	大阪総合食品ほか25名	25(行ウ)1	☆小林 俊三(2)	○中島登喜治(2)	猪俣 幸一(1)
2	26. 5. 9	朝日新聞ほか4名	26(行ウ)3	○中島登喜治(2)	○藤江忠二郎(3)	浅沼 武(1)
2-2	26. 5. 9	新聞販売店22名	26(行ウ)4	○中島登喜治(2)	○藤江忠二郎(3)	浅沼 武(1)
3	43.12.27	明治商事	43(行タ)20	☆奥野利一	○伊藤頭信	江尻美雄一
4	43.12.27	森永商事	43(行タ)21	☆奥野利一	○伊藤頭信	江尻美雄一
5	43.12.27	和光堂	43(行タ)22	☆奥野利一	○伊藤頭信	江尻美雄一
6	49. 4.16	出光興産	49(行タ)7	☆市川四郎(1)	○浅沼 武(1)	園部逸夫(1)
6-2	49. 4.16	丸善石油	49(行タ)8	☆市川四郎(1)	○浅沼 武(1)	園部逸夫(1)
6-3	49. 4.20	太陽石油	49(行タ)9	☆市川四郎(1)	○浅沼 武(1)	園部逸夫(1)
7	53. 2.13	栄光時計	53(行タ)2	☆戸田 弘	○江尻美雄一	高木 積夫(1)
8	53. 3.31	雪印乳業	52(行タ)25	☆戸田 弘	○小林信次(3)	桜井 敏雄
9	53. 3.31	明治乳業	52(行タ)26	☆戸田 弘	○小林信次(3)	桜井 敏雄
10	56. 8.25	東洋精米機	56(行タ)12	☆川島 一郎(1)	○岡垣 学(3)	上杉晴一郎
11	59.12.21	旭紙末資料	59(行タ)63	④岡垣 学(3)	○中島 恒(2)	佐藤 康(1)
平成						
12	4.11.13	東芝ケミカル	4(行タ)27	☆石田 穰一	○奥村長生	長野 益三(1)
13	9.12.19	広島石商市連合会	9(行タ)35	①荒井 史男	大島 崇志	坂井 哲
14	12. 1.31	観音寺三豊医師会	11(行タ)44	③高木新二郎	貝阿彌 誠	白石 正晴(1)
15	13.12.14	カンキョー	13(行タ)60	☆泉 徳治(4)	秋武 憲一(2)	任介 辰哉(1)
16	14.10.29	岡崎管工	14(行タ)114	☆泉 徳治(4)	○鬼頭季郎(5)	石 黒正子(5)
17	18.11. 7	大石組	18(行タ)146	⑦南 敏文(2)	安藤 裕子(2)	石 黒正子(5)
18	18.11. 8	三菱重工業	18(行タ)143	⑨岩井 俊	及川 憲夫	石 黒正子(5)
19	18.11. 8	日立造船ほか2名	18(行タ)148	⑨岩井 俊	及川 憲夫	石 黒正子(5)
20	18.11. 8	JFEエンジニアリング	18(行タ)149	⑨岩井 俊	及川 憲夫	石 黒正子(5)
21	19. 5.24	サカタのタネ	19(行タ)1	②太田 幸夫	浅香 紀久雄(2)	石 黒正子(5)
22	19. 5.24	中原採種場ほか12名	19(行タ)5	②太田 幸夫	浅香 紀久雄(2)	石 黒正子(5)
23	19. 5.24	タキイ種苗	19(行タ)190	②太田 幸夫	浅香 紀久雄(2)	石 黒正子(5)

東京高裁第3特別部の裁判官構成

24	19. 9. 27	バイクルーズ 19(行タ)29	⑧原田敏章(4)	気賀澤耕一(4)	長久保守夫(5)	森 一岳(2)	渡部勇次(1)	番号43
25	19. 11. 13	昭和シエル 石油19(行タ)30	⑦大谷禎男(6)	杉山正己(6)	辻次郎(4)	豊田建夫(1)	細野敦(1)	番号50
26	19. 11. 13	新日本石油 19(行タ)45	⑦大谷禎男(6)	杉山正己(6)	辻次郎(4)	豊田建夫(1)	細野敦(1)	同上
27	19. 11. 13	コスモ石油 19(行タ)25	⑦大谷禎男(6)	杉山正己(6)	辻次郎(4)	豊田建夫(1)	細野敦(1)	同上
28	20. 1. 18	サンアロマー 19(行タ)76	②寺田逸郎(1)	気賀澤耕一(4)	辻次郎(4)	森 一岳(2)	鈴木昭洋(2)	番号53
29	20. 1. 18	住友化学 19(行タ)88	②寺田逸郎(1)	気賀澤耕一(4)	辻次郎(4)	森 一岳(2)	鈴木昭洋(2)	同上
30	20. 1. 31	アスカム 20(行タ)7	⑦大谷禎男(6)	豊田建夫(1)	小出邦夫(7)	細野敦(1)	鈴木昭洋(2)	番号63
31	20. 1. 31	バイタルネット 20(行タ)8	⑦大谷禎男(6)	豊田建夫(1)	小出邦夫(7)	細野敦(1)	鈴木昭洋(2)	番号64
32	20. 7. 30	新明和工業 20(行タ)40	⑬藤村啓(2)	佐藤陽一(2)	西口元(6)	岸日出夫(1)	大瀧寿美(3)	番号48
33	20. 11. 4	ソニー・ミュージックエンタテインメント 20(行タ)52	⑧原田敏章(4)	気賀澤耕一(4)	岸日出夫(1)	小出邦夫(7)	藤岡淳(1)	番号59
34	20. 11. 4	エイベックス・マーケティング 20(行タ)53	⑧原田敏章(4)	気賀澤耕一(4)	岸日出夫(1)	小出邦夫(7)	藤岡淳(1)	同上
35	20. 11. 4	ビクターエンタテインメント 20(行タ)54	⑧原田敏章(4)	気賀澤耕一(4)	岸日出夫(1)	小出邦夫(7)	藤岡淳(1)	同上
36	20. 11. 4	ユニバーサルミュージック 20(行タ)61	⑧原田敏章(4)	気賀澤耕一(4)	岸日出夫(1)	小出邦夫(7)	藤岡淳(1)	同上
37	21. 2. 24	シャープ 21(行タ)9	⑭都築弘	平林慶一	尾島明(1)	中村 慎	小海隆則	(審判手続係属中)
38	21. 3. 9	日立ディスプレイズ 21(行タ)12	⑤小林克己	足立 哲	中村 慎	脇 博人(2)	日置朋弘	21.9.25 審判請求の取下げ
39	22. 2. 15	カネカ 21(行タ)134	⑭西岡清一郎(1)	中野信也	西口元(6)	坂本宗一(4)	脇 博人(2)	番号69
40	22. 2. 15	三菱レイヨン 21(行タ)135	⑭西岡清一郎(1)	中野信也	西口元(6)	坂本宗一(4)	脇 博人(2)	同上
41	22. 5. 31	南建設 22(行タ)38	⑨大坪 丘	宇田川基(2)	足立 哲	脇 博人(2)	佐々木宗啓	番号72
42	22. 6. 4	大森工業 22(行タ)36	⑭鈴木健太(5)	中山幾次郎(2)	比佐和枝(3)	栗原壮太(5)	後藤 健(1)	番号71
43	22. 6. 15	樋下建設 22(行タ)44	⑭都築弘	北澤章功	山崎まさよ(4)	小池喜彦(3)	足立 哲	番号85
44	22. 6. 15	匠建設 22(行タ)46	⑭都築弘	北澤章功	山崎まさよ(4)	小池喜彦(3)	足立 哲	同上
45	22. 6. 15	高光建設 22(行タ)47	⑭都築弘	北澤章功	山崎まさよ(4)	小池喜彦(3)	足立 哲	同上
46	22. 6. 15	タカヤ 22(行タ)48	⑤大竹たかし(4)	山崎まさよ(4)	三代川俊一郎(7)	栗原壮太(5)	北澤純一(5)	番号75

注：1 平成17年の法改正前に公取委の排除措置が講じられた事件については審決の、これが法改正後に講じられた事件については排除措置命令の執行停止等に係るものである。

2 裁判官の記載は、決定書における記載順による。○印の裁判官は部総括判事で、例えば①は第1民事部の部総括を示す。ただし、昭和20年代の事件においては同時期に東京高裁で裁判長を務めた者を示す。

3 () 内の数字は、審決取消請求訴訟の判決時及び緊急停止命令の申立に対する決定時に担当裁判官であった回数を示す。

4 備考欄の番号は、別表1における審決取消請求訴訟判決に係る番号である。

出所：番号16の岡崎管工に係る事案までは審決集により、それ以降の事案については公取委 HP の審決等データベースによる。

【別表5】 保証金没取の申立事件に係る決定時の担当裁判官（抗告訴可の申立に係るものを除く）

番号	決定日	事件名 事件番号	裁判官（☆印は長官）	備考
1	昭和 50.12.22	和光堂 50(行タ)21	☆青木義人(1) ○浅沼 武 ¹⁷	高木積夫(1) 番号13(番号5)
2	50.12.22	明治商事 50(行タ)22	☆青木義人(1) ○浅沼 武 ¹⁷	高木積夫(1) 番号12(番号3)
3	54. 3. 7	明治乳業 53(行タ)38	☆寺田治郎(1) ○小林信次(3)	河本誠之(2) (番号3)50%
4	54.10.15	雪印乳業 54(行タ)13	⑤小林信次(3) 鈴木 弘	河本誠之(2) (番号8)50%
5	63. 7. 12	旭紙未資料 63(行タ)10	⑧丹野 達 山中紀行	新城雅夫 番号21(番号11)
6	平成 11. 5. 11	広島石商市連合会 11(行タ)16	①荒井史男 大島崇志	井口 実 (番号13)50%
7	15. 4. 25	カンキョー 15(行タ)3	⑥鬼頭季郎(5) 納谷 肇 ²	任介辰哉(1) 番号30(番号15)
8	15. 8. 29	岡崎管工 15(行タ)35	②相良朋紀 野山 宏	任介辰哉(1) 番号32(番号16)
9	20. 7. 11	大石組 20(行タ)23	⑩宮崎公男(3) 山本 博 ⁷	森 邦明(4) 番号45(番号17)
10	20.12.19	野原種苗 20(行タ)68	⑤藤村 啓(2) 山口信恭(4)	大瀨寿美(3) 番号4(番号22)
11	20.12.19	トキタ種苗20 (行タ)74	⑤藤村 啓(2) 山口信恭(4)	同上(同上)
12	20.12.26	松永種苗 20(行タ)69	⑩山崎 恒(1) 山本 博 ⁷	同上(同上)
13	20.12.26	大和農園種苗販売部 20(行タ)75	⑩山崎 恒(1) 山本 博 ⁷	同上(同上)
14	21. 1. 21	日本農林社 20(行タ)67	⑧原田敏章(4) 氣賀澤耕一(4)	同上(同上)
15	21. 1. 21	アサヒ農芸 20(行タ)73	⑧原田敏章(4) 氣賀澤耕一(4)	同上(同上)
16	21. 1. 21	タカヤマシード 20(行タ)79	⑧原田敏章(4) 氣賀澤耕一(4)	同上(同上)
17	21. 2. 2	タキイ種苗20 (行タ)66	⑦大谷禎男(6) 杉山正己(6)	同上(番号23)
18	21. 2. 2	渡辺採種場 20(行タ)72	⑦大谷禎男(6) 杉山正己(6)	同上(番号22)
19	21. 2. 2	中原採種場 20(行タ)78	⑦大谷禎男(6) 杉山正己(6)	同上(同上)
20	21. 3. 30	石井育種場 20(行タ)70	②渡邊 等 ² 土屋文昭 ²	同上(同上)
21	21. 3. 30	横浜種木 20(行タ)76	②渡邊 等 ² 土屋文昭 ²	同上(同上)
22	21. 4. 21	サカタのタネ 20(行タ)65	①一宮なほみ(2) 北村史雄 ²	同上(番号21)
23	21. 4. 21	丸種 20(行タ)71	①一宮なほみ(2) 北村史雄 ²	同上(番号23)

東京高裁第3特別部の裁判官構成

24	21. 4. 21	ナント種苗 20(行タ)77	①一宮なほみ(2)	北村史雄(2)	田川直之(2)	始関正光(2)	吉村真幸(4)	同上(番号21)
25	21. 8. 4	新日本石油 21(行タ)64	⑤小林克己	山崎まさよ(4)	足立哲	脇博人(2)	林俊之(5)	番号52(番号26)50%
26	21. 9. 14	バイクルーズ 21(行タ)80	⑩房村精一	滝澤雄次(3)	坂本宗一(4)	山口信恭(4)	脇博人(2)	番号43(番号24)50%
27	22. 2. 19	タクマ 21(行タ)111	②都築弘	北澤章功	宇田川基(2)	山崎まさよ(4)	比佐和枝(3)	番号47(番号19)
28	22. 4. 8	新明和工業 21(行タ)128	④西岡清一郎(1)	中野信也	北澤章功	滝澤雄次(3)	大沼和子(1)	番号48(番号32)
29	22. 5. 18	川崎重工業 21(行タ)110	②渡邊等(2)	北澤章功	橋本昌純(1)	原敏雄	林俊之(5)	番号47(番号37)50%
30	22. 6. 15	三菱重工業 21(行タ)107	⑨大坪丘	中野信也	宇田川基(2)	坂本宗一(4)	北澤純一(5)	同上(番号19)50%
31	22. 9. 15	日立造船 21(行タ)108	⑩設楽隆一	滝澤雄次(3)	吉田徹(1)	中村さとみ(1)	門田友昌(2)	同上(同上)50%
32	23. 5. 26	エイベックス・マーケッティング 23(行タ)53	⑩園尾隆司	三代川俊一郎(7)	今泉秀和(1)	櫻井佐英	片山憲一(3)	番号59(番号34)
33	23. 7. 21	ユニバーサルミュージック 23(行タ)52	④芝田俊文(1)	都築民枝(1)	杉原則彦(3)	浅見宣義(1)	櫻井佐英	同上(番号36)
34	23. 9. 16	ソニー・ミュージックエンタテインメント 23(行タ)51	②鈴木健太(5)	今泉秀和(1)	浅見宣義(1)	中村さとみ(1)	藤澤孝彦(1)	同上(番号33)
35	24. 1. 10	三菱レイヨン 23(行タ)189	⑩園尾隆司	木下秀樹(2)	今泉秀和(1)	杉原則彦(3)	櫻井佐英	番号69(番号40)
36	24. 3. 9	昭和シェル石油 23(行タ)19	⑩岡久幸治(2)	三代川俊一郎(7)	杉原則彦(3)	氏本厚司(1)	清藤健一(3)	番号50(番号25)57%
37	24. 3. 28	カネカ 23(行タ)190	⑩滝澤泉	三代川俊一郎(7)	生島弘康(2)	梶智紀(2)	清藤健一(3)	番号59(番号39)50%
38	25. 1. 25	郵船ロジスティクス 24(行タ)183	②大橋寛明(1)	川口代志子(1)	佐久間政和	蓮井俊治	齋藤憲次	番号83。全裁判官が第2民事部 40%

注：1 別表4の注に同じ。ただし、備考欄の()内の数字は別表4の申立事件に係る番号である。

2 備考欄の%表示は、保証金のうち没取率を示す。この表示がないものは、保証金の全額を没取。

出所：番号8の岡崎管工に係る事案までは審決集により、それ以降の事案については公取委 HP の審決等データベースによる。

【別表6】審決不履行通知等に関する決定事件に係る担当裁判官の一覧（決定時）

番号	決定日	事件名	事件番号	裁判官（☆印は長官）	備考
1	昭和				
2~7	30.10.12	伊藤勲 30(行ウ)8~10	☆安部 恕(5)	藤江忠二(13)	緊急停止命令違反に対する過料決定
	51. 6. 24	石油カルテル・価格協定 49(行タ)16~21	☆青木 義人(1)	浅沼 武(7)	石油元売会社6社につき勸告審決(確定前のも)違反として過料決定
8	平成				
	19.10.23	ビームス 19(行タ)52	大谷 禎男(6)	杉山 正己(6)	長久保守夫(5)
			小出 邦夫(7)	細野 敦(1)	不当表示事件。被審人を罰しない旨の決定

注：2~7の決定については、即時抗告がなされたが、東京高裁（第3特別部の構成は決定時と同じ）により却下されている。

【別表7】 刑事告発事件に係る担当裁判官（東京高裁専属管轄時代の事件の判決時）

番号	判決日	事件名	事件番号	裁判官	備考
	昭和				
1	26. 2.27	農林連絡協議会		吉田常五郎 眞野英一	
2	46. 1.29	三愛土地	45(の)1	堀義次 環直弥 ²⁾ 伊東正七郎	
3-1	55. 9.26	石油カルテル・生産調整	49(の)1	勝保利夫 齋藤 昭 小泉祐康	確定審決(景品表示法違反)違反事件 被告人は石油連盟及びその役員
3-2	55. 9.26	石油カルテル・価格協定	49(の)2	勝保利夫 齋藤 昭 小泉祐康	被告人は石油元売会社及びその役員
	平成				
4	5. 5.21	業務用ラップフィルム価格協定	3(の)1	岡田良雄 阿部文洋 鈴木秀夫・転 河原 誠・転	
5	5.12.14	社会保険庁シール談合	5(の)1	近藤和義 宮嶋英世 栗原宏武 平 弘之	
6	8. 5.31	下水道事業団談合	7(の)1	神田忠治 小出 鋤 永井敏雄 飯田喜信・転	
7	9.12.24	水道メーター談合・第1次	9(の)1	香城敏磨 松浦 繁 平谷正弘 樋口裕晃	
8	12. 2.23	ダクタイル鋳鉄管シェア協定	11(の)1	高木俊夫 羽淵清司 岡村 稔 芦澤政治	
9	16. 3.24	防衛庁石油製品談合	11(の)2	中川武隆 大島隆明 半田靖史 阿部 豪 佐々木一夫	
10	16. 3.26	水道メーター談合・第2次	15(の)1	河辺義正 古田 浩 小坂敏幸 西田時弘 景山太郎	
11	16. 4.30	水道メーター談合・第2次	15(の)1	河辺義正 古田 浩 小坂敏幸 西田時弘 景山太郎	
12	16. 5.21	水道メーター談合・第2次	15(の)1	河辺義正 古田 浩 小坂敏幸 西田時弘 景山太郎	
13	18.11.10	橋梁談合	17(の)1・2	高橋省吾 飯淵 進 田村 眞 中島真一郎 金子大作	被告人は橋梁メーカー及びその役員 同上
14	19. 9.21	橋梁談合	17(の)1・2	高橋省吾 田村 眞 足立 勉 中島真一郎 金子大作	被告人は日本道路公団理事
15	19.12. 7	橋梁談合	17(の)4	高橋省吾 服部 悟 足立 勉 中島真一郎 金子大作	被告人は日本道路公団副総裁
16	20. 7. 4	橋梁談合	17(の)3	中山隆夫 田村 眞 足立 勉 中島真一郎 金子大作	

注：1 裁判官の記載は、判決書における記載順による（最初の記載が裁判長）。○付数字は部総括判事の所属刑事部を示す。

2 異なった独占禁止法違反刑事事件を2件以上担当したのは環直彌判事のみ。また、7の佐藤美判事は、審決取消請求訴訟（別表1の番号45）等も担当している。

3 橋梁談合事件における裁判官の構成は、いずれも、第5刑事部3名、第11刑事部2名となっている。

東京高裁第3特別部の裁判官構成

【別表8】 最近の独占禁止法に係る裁判における裁判官構成（判決又は決定時）

民事部	主 担 当 事 件				分 担 事 件			
	審決取消訴訟	第25条訴訟	執行停止等	保証金没取	審決取消訴訟	第25条訴訟	執行停止等	保証金没取
第1部	41 56	11 16 17		22 23 24	6	2		5
第2部	42 53		28 29	38(5)	7			
第4部	81	10		33	1			1
第5部	66 68 74 75		38 45	25	6	2	5	2
第7部	50 55 57 63 64	19	30 31	17 18 19	5	1	2	5
第8部	43 46 49 59		33 34 35 36	14 15 16	8	2	4	6
第9部	67(4) 72 73(4) 81		40	30	4	2	6	2
第10部				32	2	3		2
第11部	76 78			36 37	7		2	3
第12部								
第14部	69		39	26 28 31	4		2	2
第15部	48 62	14 18	32(4)	10 11	6	1	5	8
第16部	80 83(5) 84(5)				2			4
第17部					1	1		
第19部	47(2) 51 82(5)				5	2	2	2
第20部	44 45 54 58 61			9 12 13	5	2	4	5
第21部	52 60	12 13		20 21 29	7		2	6
第22部								
第23部	65 70 71 77		41	34	2			3
第24部	85		37 42 43 44	27	5		1	2

注：1 平成20年以降に判決又は決定が行われた事件のうち、当該部の部総括判事が裁判長となっているものを主担当事件、その他の事件で該部の判事が陪席裁判官となっているものを分担事件とした。

2 裁判官の所属部については、裁判所ウェブサイトにおける「東京高等裁判所 担当裁判官一覧」（これを引用して作成されたネット上の資料を含む）によった。

3 主担当事件欄の数字は、別表1（審決取消訴訟）、別表3（第25条訴訟）、別表4（執行停止等）及び別表4（保証金没取）における、平成20年以降に判決又は決定が行われた事件に係る番号である。

また、（ ）内の数字は、第3特別部の裁判官のうち当該部に所属する判事の人数であり、その人数が3名以外の場合に付記している。

4 分担事件欄の数字は、他の民事部の主担当事件で当該部に所属する判事が陪席裁判官となった回数である。第11民事部の審決取消訴訟欄に係る1件（第5民事部主担当事件の番号74で2名）及び第23民事部の保証金没取欄の1件（第14民事部主担当事件の番号31で2名）を除き、各事件で1名となっている。

5 第3民事部など表に記載されていないものは、知的財産部さらに知的財産高等裁判所の部となっており、現在は存在しない。

6 各部には、3名から5名の裁判官が配属されているのが通例である。

【別表9】 同一のカルテル事件等に係る異なった被審人による審決取消請求訴訟における裁判官構成の比較（平成20年代の判決）

番号	判決日	事件名 事件番号	裁判官（氏名の前の数字は所属民事部）	備考
44	20. 6. 20	【橋梁談合（課徴金）事件】 栗本鉄工所 19(行ケ)39	20・宮崎公男(3) 1・土屋文昭(2) 2・辻 次郎(4) 20・山本 博(7) 20・森 邦明(4)	
55	21. 10. 2	宮地鉄工所 20(行ケ)43	7・大谷禎男(6) 7・杉山正己(6) 7・相澤 哲(3) 8・小出邦夫(7) 15・大瀨寿美(3)	
61	22. 3. 19	桜井鉄工 20(行ケ)45	20・倉吉 敬(2) 21・西口 元(6) 1・始関正光(2) 20・小林元二(3) 20・山本 博(7)・転	
46	20. 9. 12	【沖繩建設談合事件】 賀数建設(課徴金)20(行ケ)3	8・原田敏章(4) 15・佐藤陽一(2) 8・加藤謙一(3) 20・森 邦明(4) 8・小出邦夫(7)	
54	21. 10. 2	港町管理ほか2名 20(行ケ)14	20・山崎 恒 20・山本 博(7) 1・始関正光(2) 20・小林元二(3) 21・山口信恭(4)	
60	22. 1. 29	野里組(課徴金)21(行ケ)3	21・渡邉 等(2) 21・橋本昌純 21・西口 元(6) 24・比佐和枝(3) 5・林 俊之(5)	排除措置命令に係る審決についても取消請求訴訟提起
52	21. 5. 29	【多摩談合・一発課徴金事件】 多摩談合事件① 20(行ケ)16・22・28・34	21・渡邉 等(2) 7・杉山正己(6) 21・西口 元(6) 1・田川直之(2) 21・山口信恭(4)	原告は西松建設など6社
56	21. 10. 23	多摩談合事件② 20(行ケ)17・23・29・31	1・一宮なほみ(2) 7・杉山正己(6) 8・加藤謙一(3) 1・田川直之(2) 1・石垣陽介(2)	原告は加賀田組など4社
57	21. 12. 18	多摩談合事件③ 20(行ケ)18・24・30・37	7・大谷禎男(6) 7・杉山正己(6) 8・北村史雄(2) 7・吉村真幸(4) 15・大瀨寿美(3)	原告は松村組など4社
58	22. 1. 29	多摩談合事件④ 20(行ケ)21・27・33・39	20・倉吉 敬(2) 20・山本 博(7) 20・小林元二(3) 21・山口信恭(4) 1・石垣陽介(2)	原告は植木組など7社
62	22. 3. 19	多摩談合事件⑤ 20(行ケ)25・26・32・38	15・藤村 啓(2) 15・坂本宗一(4) 21・山口信恭(4) 15・大瀨寿美(3) 20・山本 博(7)・差	原告は新井組など4社。公取委敗訴(上告審で原判決破棄)
63	22. 4. 23	【宮城医薬品価格等協定事件】 アスカム(課徴金) 19(行ケ)44	7・大谷禎男(6) 7・相澤 哲(3) 7・吉村真幸(4) 8・小出邦夫(7) 21・西口 元(6)・転	
64	22. 4. 23	バイタルネット(課徴金) 19(行ケ)45	7・大谷禎男(6) 7・相澤 哲(3) 7・吉村真幸(4) 8・小出邦夫(7) 21・西口 元(6)・転	
71	23. 6. 4	【岩手建設談合事件】 大森工業 22(行ケ)6	23・鈴木健太(5) 24・比佐和枝(3) 23・中山幾次郎(2) 5・栗原壮太(5) 23・吉田 徹	公取委敗訴(確定)

東京高裁第3特別部の裁判官構成

72	23.10.7	南建設22 (行ケ)10	9・下田文男(4) 16・木下秀樹(2) 9・綿引 穰(4) 11・杉原則彦(3) 9・脇 由紀(2)		
75	23.11.11	タカヤ22 (行ケ)8	5・大竹たかし(4) 5・山崎まさよ(3) 11・三代川俊一郎(7) 5・栗原壮太(5) 9・北澤純一(4)		
85	24.12.20	樋下建設ほか2名 22(行ケ)7	24・三輪和雄 24・小池喜彦(3) 9・北澤純一(5) 24・松村 徹 5・山崎まさよ(4)・転		
47	20.9.26	【ゴミ焼却施設談合事件】 ゴミ焼却施設 18(行ケ)11~13	19・青柳 馨(4) 8・氣賀澤耕一(4) 17・安藤裕子(2) 19・長久保守夫(5) 2・石栗正子(5)	旧法の手続による審判の審決 消請求訴訟。原告は計5社	
74	23.10.28	FEエンジニアリング(課徴金)22(行ケ)31	5・大竹たかし(4) 11・三代川俊一郎(7) 11・杉原則彦(3) 5・栗原壮太(5) 5・林 俊之(5)		
76	23.11.11	タクマ(課徴金) 22(行ケ)33	11・岡久幸治(2) 11・三代川俊一郎(7) 23・小宮山茂樹(2) 11・杉原則彦(3) 14・門田友昌(2)		
79	24.3.2	日立造船(課徴金) 22(行ケ)32	9・下田文男(4) 14・滝澤雄次(3) 9・北澤純一(4) 11・梶 智紀(2) 9・綿引 穰(4)・転		
82	24.10.26	【国際航空貨物価格協定事件】 ケイラインロジスティックス 23(行ケ)24	19・青柳 馨(4) 19・生島弘康(2) 19・土田昭彦 19・氏本厚司 19・木山智之	排除措置命令及び課徴金納付 命令に係る審決取消請求訴訟 同上	
83	24.11.9	郵船ロジスティックス 23(行ケ)16	16・奥田隆文(3) 16・渡邊 弘(2) 16・片山憲一(3) 16・齋藤 顕(2) 16・清藤健一(3)		
66	22.10.29	【同種の不当表示事件】 オーシロ 21(行ケ)44	5・大竹たかし(4) 5・栗原壮太(5) 9・北澤純一(5) 14・脇 博人(2) 5・林 俊之(5)		
67	22.11.26	ミュー 21(行ケ)45	9・下田文男(4) 9・宇田川 基(2) 14・滝澤雄次(3) 15・坂本宗一(4) 9・北澤純一(5)		

注：1 事件番号、裁判官の記載等については、別表1と同じ。

2 番号47(及び82)の青柳馨判事は、平成24年11月の退官時まで第19民事部所属。

3 番号82の事件は平成23年7月6日審決・同年8月3日提訴、番号83の事件は平成23年10月17日審決・同年11月16日提訴。なお、両事件は、審判手続の途中で分離された。

4 番号66及び67は、タバコの先端に付着させて喫煙すれば、煙中のニコチンがビタミンに変化するなどによりニコチン減少効果があるとす
る商品に係る景品表示法違反事件。

このように同内容の表示が問題となった景品表示法違反事件の処理については、同じ担当者がすべての事案を処理をし、措置についても同
時期に行われている(景品表示法については消費者庁に移管されたが、同庁での取扱いも同様である)。

【別表10】 ダクタイトル鑄鉄管課徴金事件・審決取消請求訴訟における担当裁判官の変遷

番号	年月日	事項	裁判官 (氏名の前の数字は所属民事部)	備考
1	平成 21. 1.23	3件の審決取消請求訴訟を併合	9・大坪 丘 9・宇田川 基 14・中野 信也 9・足立 哲 15・大瀨 寿美	
2	22. 4. 7	受命裁判官の決定 (足立判事に)	9・大坪 丘 9・宇田川 基 14・中野 信也 9・足立 哲 23・中山 幾次郎	22. 4. 1 大瀨判事が東京高裁から転出し、中山判事(及び北澤判事)が転入
3	22.12.10	第1回口頭弁論	9・下田 文男 9・宇田川 基 9・北澤 純一 14・門田 友昌 23・中山 幾次郎	22. 6.17 大坪判事(横浜地裁所長に) →下田判事(広島家裁所長から) 22. 6.23 中野判事が東京高裁から転出 22. 9.13 門田判事が東京高裁に転入 22.12. 8 足立判事が東京高裁から転出
4	23. 2.18	第2回口頭弁論	9・下田 文男 9・宇田川 基 9・北澤 純一 14・門田 友昌 23・中山 幾次郎	
5	23. 5.20	第3回口頭弁論	9・下田 文男 9・綿引 穰 9・脇 由紀 14・門田 友昌 23・小宮 山茂樹	23. 4. 1 中山判事が東京高裁から転出し、脇判事が転入
6	23. 8. 5	第4回口頭弁論	9・下田 文男 9・綿引 穰 9・脇 由紀 14・門田 友昌 9・鈴木 昭洋	23. 4. 1 鈴木判事が東京高裁に転入
7	23.10.28	判決言渡し	9・下田 文男 9・綿引 穰 9・脇 由紀 14・門田 友昌 9・鈴木 昭洋	

注：1 裁判官の記載順は、判決書の記載を基準として、同じ裁判官を同じ列に記載した。
 2 裁判官の異動時期については、新日本法規出版ウェブサイトの「裁判官検索」によった。